

グローバルサプライチェーン強化支援事業 (令和8年度採択分)

募集要項 (公募要領)

令和8年5月28日(木)

東京都産業労働局商工部調整課

(運営事務局：合同会社デロイトトーマツ)

1. 事業目的

近年、ウクライナ情勢、米中対立、トランプ政権下での関税政策、中東情勢、輸出管理、経済安全保障上の規制強化、物流停滞、政情不安等により、地政学的な緊張は都内中小企業にとっても看過できない経営リスクとなっています。原材料・部品の調達先や製造拠点、販売先を海外に依存する企業では、国際情勢の変化によりサプライチェーンが寸断され、納期遅延、原価上昇、受注喪失、事業停止等に至るおそれがあります。

一方、中小企業は人材・資金・情報に制約があり、地政学リスクの分析、調達戦略の見直し、製造拠点の再編、代替販路の開拓、M&A や設備投資を伴う成長戦略の策定・実行を自社単独で進めることが難しい場合があります。

本事業は、海外で事業活動を行う都内中小企業が地政学的リスクに対応して行う新たな事業展開について、令和8年度から令和10年度までの3年間にわたり、プロジェクトマネージャー (PM) を中心としたハンズオン支援により一気通貫で支援するものです。採択企業10社程度に対して成長戦略の策定から実行までを伴走し、都内産業全体の活性化及び他の中小企業のモデルケース創出を目指します。

本事業の特徴

- ・従来型の輸出支援や一般的な販路開拓支援ではなく、地政学リスクを踏まえたサプライチェーン強化と企業成長を目的とします。
 - ・単発の支援ではなく、現状分析、成長戦略・事業計画策定、アクションプラン策定、マッチング、内部プロセス効率化までを段階的に支援します。
 - ・応募時点で完成された計画は必須ではありませんが、経営層が主体となったビジョンと実行意思が必要です。
-

2. 事業全体のスキーム

2.1 支援内容

本事業では、東京都から運営事務局として委託された受託事業者（以下「運営事務局」という。）が事業全体の運営・管理を行います。運営事務局は、支援企業ごとに配置するプロジェクトリーダー及び専門家チームを通じて、採択企業の「成長戦略策定サポート」及び「成長戦略実行サポート」を一貫して提供します。

本事業は、以下の4類型を中心に、成長戦略の策定・実行にハンズオン支援を要する取組を支援します（複数類型にまたがる取組も対象）。

類型	内容	想定される具体例
① 新たな拠点整備	既存海外拠点の移転・再編／拠点の地域分散／国内回帰／都内投資の推進／新国・新地域への進出／国内外機能の再配置	特定国依存の高い生産を ASEAN 複数国に分散／重要部品の最終工程を国内拠点に移管／北米需要対応のためメキシコ・米国周辺に拠点候補を検討
② 最新設備の導入による新製品開発	サプライチェーン強靱化に資する新製品・新サービスの開発／スマートファクトリー化／省人化・自動化／品質保証・トレーサビリティ強化	調達制約のある材料を代替できる新製品開発／省人化設備により海外拠点の操業停止リスクを低減／重要工程の内製化
③ 企業買収・資本提携等（M&A）	自社で補えない技術、製造能力、販売網、認証・規制対応力等を確保するための M&A、資本業務提携、事業譲受、技術取得	海外取引先の代替となる国内技術保有企業を買収／特定国依存の重要技術を保有する企業と資本業務提携
④ 新調達先・新販路開拓	サプライチェーン強化目的の新規調達先開拓、代替サプライヤー確保、地政学的に安定した市場への販路転換・複線化	単一国からの調達を複数国・複数社に分散／北米・欧州向け販売比率を高め特定地域の需要変動リスクを抑制

※ 上記①～④の取組を実行する上で必要となる「内部プロセスの効率化（購買・生産・在庫・物流・販売管理の見直し、DX、人材育成、ガバナンス整備等）」についても、併せて支援メニューの一部として提供します。

費用負担の考え方

- ・本事業は無料で伴走支援、専門家助言を提供します。
- ・補助金のような費用支援は含みませんが、本支援と重複しない支援（補助金など）を他事業により受けることを妨げません。

2.2 支援件数

10 件程度

3. 事業全体のスケジュール

令和8年9月～10月頃から成長戦略策定サポートを開始し、令和9年9月までに随時実施される移行審査を経て、令和10年12月頃まで成長戦略実行サポートを実施、最終的に成果報告会を実施します。

支援期間中は、原則として月1回以上の打合せを行います。

支援項目	スケジュール（予定）	サポート内容
①採択先企業へのヒアリング・支援体制構築	令和8年9月～10月	採択企業にヒアリングを実施し、支援ニーズ・目標を確認。PM/専門家チームを編成し、必要に応じて支援企業と秘密保持に関し覚書を締結。
②現状分析	令和8年10月～12月	市場・競合分析、拠点分析、社内機能分析、サプライチェーン構築状況分析。経営層への分析結果説明と意見交換を実施。
③中長期戦略・事業計画策定	令和9年1月～6月	コスト分析、事業計画リスク分析、地政学リスク対応方針を反映した中長期戦略・事業計画を策定。
④アクションプラン策定	令和9年7月～9月	製品事業化行動計画、内部プロセス効率化行動計画を策定。
⑤移行審査	令和9年9月頃	成長戦略実行サポートへの移行可否を判断する書類審査を全社対象に実施。
⑥成長戦略実行サポート	令和9年10月～令和10年12月	ビジネスパートナーとのマッチング、内部プロセスの効率化、マッチング結果の分析。
⑦継続策定サポート（該当企業のみ）	令和9年10月～令和10年10月	移行審査で実行サポートに移行しない企業について、意向確認の上、成長戦略策定サポートを継続する場合あり。
⑧効果検証・成果報告会	令和10年度第4四半期	支援企業へのヒアリングによる効果検証及び成果報告会を開催。

4. 応募企業の要件（必須）

本事業に応募できる者は、次の要件をすべて満たす事業者とします。申請内容、提出書類、関係機関への照会等により要件を満たさないことが判明した場合は、審査対象外又は採択取消しとなる場合があります。

要件	内容
中小企業者であること	中小企業基本法に定める中小企業者に該当する事業者又は個人であること。製造業その他：資本金3億円以下又は従業員300人以下／卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下／小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下／サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下
都内を本拠として事業を行っていること	申込時点で、都内において継続的かつ実質的に事業を行っていること。法人の場合は都内に登記簿上の本店があり、履歴事項全部証明書で確認できること。個人事業主の場合は都内に開業届出があり、個人事業の開業・廃業等届出書で確認できること。
海外で事業活動を行っていること	海外拠点、海外製造、海外委託生産、海外販売、海外代理店・販売先、海外の技術・研究開発パートナー等のいずれかに関する実績を有すること。
新たな事業展開のビジョンを有すること	地政学的リスクに対応した新たな事業展開について、現時点の構想、目的、想定する取組、実現したい姿、必要な支援内容を説明できること。
経営層が関与すること	代表者又は経営層が応募内容を理解し、支援期間中の面談、意思決定、成果報告に主体的に関与できること。
成果取りまとめに協力すること	支援の効果検証、支援成果報告書の作成、成果報告会への参加・発表、東京都又は運営事務局による公表に協力すること。営業秘密・個人情報・未公表の取引情報等の取扱いは事前に調整。
欠格事由に該当しないこと	法令違反、税・社会保険料の滞納、反社会的勢力との関係、東京都からの指名停止、同一内容での重複支援、虚偽申請等に該当しないこと。詳細は「11. 留意事項・欠格事由」を参照。

応募可否の考え方

- ・海外売上比率の大小のみで判断するものではありません。
- ・重要なのは、海外事業活動に関連する地政学リスクが自社の成長又は事業継続に影響し、その対応としてサプライチェーン強化や拠点・製品・調達・販路の再構築が必要であることです。海外売上が少ない場合でも、海外拠点・海外調達・海外販売等の実績があれば応募対象となり得ます。

5. 提案を募集する事業の要件

- 都内中小企業が地政学リスクに対応しつつ持続的に成長するために真に必要な取組であること。また、その結果、都内産業全体の活性化に寄与するものであること
- 「2. 事業全体のスキーム」に掲げる4類型（拠点整備、最新設備導入、M&A、新調達先・新販路開拓）のいずれかに該当する取組であること（複数類型にまたがる取組も可）
- 最後まで取組を完遂させる意思があること（事業進捗に応じて軌道修正を行うことは可能）
- 本事業期間を通じて得られた取組の成果を、東京都及び運営事務局と公表内容を相談の上、本事業の成果報告会等で公表できること
- 本事業終了後も自走して取組を継続できる体制を構築する意思があること

6. 公募から採択までの流れ・スケジュール（予定）

手続	時期	内容
事業説明会・セミナー	令和8年6月17日(水)	事業の目的、申請要件、支援内容、地政学リスクの最新動向、サプライチェーン再構築事例等を説明。アーカイブ視聴を可能とする予定
申請期限	令和8年7月31日(金)	所定様式及び添付書類を提出
形式審査・書類確認	受付後随時	申請要件、欠格事由、提出書類の不足・不備を確認。必要に応じて追加提出を依頼
書類審査	令和8年8月頃	審査基準に基づき応募内容を評価し、面接審査に進む企業を決定
面接審査	令和8年9月頃	経営層によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施（原則対面）
支援企業決定・通知	令和8年9月末まで	支援企業10社程度を決定し結果を通知
支援開始準備	採択後速やかに	PM等を配置し、キックオフ面談、秘密保持・情報共有方法、支援計画を調整

7. 応募方法

7.1 提出書類

書類名	区分	内容
申請書	必須	運営事務局所定様式 1 号
企業概要書	必須	運営事務局所定様式 2 号
海外事業活動実績書	必須	運営事務局所定様式 3 号
新たな事業展開に関する構想書	必須	運営事務局所定様式 4 号
誓約書・同意書	必須	運営事務局所定様式 5 号
履歴事項全部証明書等	必須	法人は履歴事項全部証明書の写し（発行後 3 か月以内）。個人事業主は個人事業の開業・廃業等届出書の写し
直近 3 期分の決算書等	必須	貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細表、株主資本等変動計算書、出資関係図、キャッシュフロー計算書若しくは資金繰り表
海外事業活動の実績を示す書類	任意	海外拠点一覧、海外取引先一覧、海外売上高・仕入高の内訳、輸出入実績、海外契約書の写し、海外展示会出展実績等
会社案内・製品カタログ等	任意	会社概要、技術・製品の特徴、主要顧客、保有設備、知的財産、認証、表彰実績、メディア掲載等が分かる資料
補足資料	任意	市場調査資料、技術資料、サプライチェーン図、投資計画、M&A 検討資料、組織図、製品ロードマップ等

7.2 提出期間・提出方法

- 提出期間：令和 8 年 5 月 28 日(木)から令和 8 年 7 月 31 日（金）まで
- 提出方法：運営事務局指定メールアドレス（geopolitical_risks@tohmatsumsu.co.jp）へ PDF 形式で送付。郵送又は持参による提出は受け付けません。
- メール件名：「【グローバルサプライチェーン強化支援事業 応募】株式会社 XXX（応募者名）」
- ファイル名：「yymmdd（提出日付）_株式会社 XXX_書類名」
- ファイル容量：合計 10MB 以内（超過見込みの場合は事前に事務局へ相談）
- 締切後の提出、差替え、追加提出は、運営事務局が必要と認めた場合を除き受け付けません

8. 審査方法・評価のポイント

8.1 審査の流れ

区分	内容
形式審査	応募要件への適合、提出書類の不足・不備、欠格事由の該当性を確認。通過しない場合、書類審査に進めません。
書類審査	提出書類に基づき、審査項目ごとに採点。必要に応じて、技術・財務・海外ビジネス等の外部有識者の意見を聴取。
面接審査	書類審査を通過した企業を対象に、経営層によるプレゼンテーション及び審査委員との質疑応答（原則対面）。 面接審査は、9月上旬を予定しています。日付については8月初旬に、時間については書類審査通過後に案内します。
支援企業決定	書類審査及び面接審査を経て支援企業を決定。

8.2 審査項目

以下の観点を総合的に評価します。

審査項目	評価の観点
企業の成長性	全社戦略と取組の整合性、売上・利益の成長余地、経営層のコミットメント、企業価値向上可能性
技術・製品の革新性及び市場性	競争優位性、顧客ニーズ適合、差別化、知的財産、認証・品質、市場規模・成長性
地政学リスク対応・サプライチェーン（SC）強化の妥当性	リスク認識の具体性、SCの脆弱性把握、調達・製造・物流・販売の再構築効果、レジリエンス向上
取組の実現可能性	事業計画の具体性、実施体制、スケジュール、投資規模、資金調達、社内意思決定
業界の将来性及び技術動向	業界トレンド、規制・標準化、顧客産業の変化、技術進化への適合性
東京都としての支援の必要性	自社単独で困難な課題の有無、ハンズオン支援との適合性、他制度では代替しにくい支援ニーズ
財務の健全性	直近3期の売上・利益・キャッシュフロー、自己資本、借入状況、投資負担への耐性
モデルケースとしての波及効果	都内産業の活性化、他中小企業への参考性、雇用・投資・取引拡大、成果公表の可能性

9. 採択後の義務・移行審査

9.1 採択後の義務

- 採択企業は、必要に応じて秘密保持に関する覚書を締結し、PM を中心とした支援チームと月 1 回以上の対面打合せ（事業所訪問を原則）を実施すること
- 現状分析・戦略策定・アクションプラン策定に必要な社内情報（財務諸表、製造現場情報、SC 情報、海外拠点情報等）の提供に協力すること
- 令和 9 年 9 月までに随時実施する移行審査を受けること（全社対象）
- 事業成果報告書（令和 9 年度末・令和 10 年度末）の作成に協力し、成果内容の公表に同意すること
- 令和 10 年度第 4 四半期に開催する成果報告会において、原則として支援企業自らが成果を発表すること
- 採択企業名は、東京都のプレスリリース及び本事業 WEB サイト等で公表される場合があること
- 実施継続が不適切であると東京都が判断した場合には、期間中に辞退いただく場合があること

9.2 成長戦略実行サポートへの移行審査

項目	内容
審査対象	成長戦略策定サポートを受けた全支援企業
審査資料	支援企業が策定した成長戦略、事業計画、アクションプラン等
審査方法	書類審査を基本とし、必要に応じて PM から審査員への事前説明や追加確認を実施
評価観点	成長戦略の完成度、地政学リスクへの対応、事業計画の実現可能性、マッチング支援の必要性・有効性、支援企業の実行体制、支援に足る意義
審査結果	移行可と判断された企業は成長戦略実行サポートへ進む。移行しない企業は、意向確認の上、令和 10 年 10 月頃まで成長戦略策定サポートを継続する場合あり

10. 事業説明会・セミナーの開催

令和8年6月17日(水)に事業説明会を開催します。事業説明会とあわせて、地政学リスクの最新動向やサプライチェーン再構築を行った中小企業の取組事例を紹介するセミナーも実施します。

【日時】 令和8年6月17日(水) 15時00分～17時00分

【場所】 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP 市ヶ谷ビル
(JR 総武線市ヶ谷駅徒歩2分)

【内容】

- ・地政学リスクの動向 合同会社デロイト トーマツ 廣島 鉄也
- ・中小企業の取組 先行企業による登壇
- ・事業説明・質疑応答 事務局

【参加対象】

応募を検討する都内中小企業の経営者、役員、経営企画、海外事業、調達、生産、販売、技術、財務等の責任者・担当者

【参加の任意性】 参加は任意ですが、事業趣旨理解や申請書類の品質向上の観点から経営層又は申請責任者の参加を推奨しています。

【参加費】 無料

【申込フォーム】

<https://forms.office.com/e/sgfD4ZhmFy?origin=lprLink>

【申込締切】 6月15日(月)

※当日ご参加いただけない方のために後日アーカイブを配信します。

※定員に達してない場合、当日参加も可です。

※上記事業説明会とは別に、必要に応じて、応募要件や申請書類に関する個別相談の機会を設けます。

11. 留意事項・欠格事由

11.1 応募・審査に関する留意事項

- ・ 応募に要する費用は応募者の負担となります。提出書類は返却しません。
- ・ 応募内容に虚偽、重大な誤り、重要事実の不記載がある場合は、審査対象外又は採択取消しとなる場合があります。
- ・ 審査経過、審査結果、審査委員の個別評価に関する問い合わせには応じられません。採択は、事業の実現性、有効性、収益性、投資回収、取引成立、M&A 成立等を保証するものではありません。

11.2 欠格事由

区分	内容
法令違反等	法令等に違反し、刑罰、許認可等取消し、金銭納付等の処分を受けた、又は受けるおそれがある場合
税・社会保険料等	事業者には課される税、社会保険料、東京都に対する賃料・使用料等に滞納又は支払い遅延がある場合
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当し、又は関係を有する場合
公序良俗・政治宗教	公共の安全及び秩序を脅かすおそれがある場合、政治活動、選挙運動、宗教活動を主目的とする場合
指名停止等	東京都から指名停止措置を受けている場合、又は公的機関との契約において重大な違反がある場合
重複支援	同一支援期間中に、同一内容で国、他自治体又は東京都の他事業から委託、助成、補助、コンサルティング支援等を受けている又は受ける予定がある場合
財務・事業継続上の懸念	会社更生、民事再生、破産等の手続中又は申立てがなされている場合、支援期間中の事業継続に重大な懸念がある場合

11.3 成果公表に関する留意事項

本事業では、都内中小企業の成長戦略に関するモデルケースを創出し、サプライチェーン強化の重要性を普及啓発するため、支援企業名、取組概要、支援内容、成果等の公表を行う場合があります。公表内容は支援企業と事前に調整し、営業秘密、個人情報、契約交渉中の非公開情報、知的財産上保護すべき情報等には配慮します。

12. 個人情報・秘密情報の取扱い

項目	内容
利用目的	応募資格確認、審査、採択通知、支援計画作成、専門家助言、マッチング、効果検証、成果報告、問い合わせ対応、東京都への報告
共同利用	東京都、運営事務局、審査員、PM、PL、専門家、その他本事業の運営に必要な関係者が、本事業の目的の範囲内で取り扱う
第三者提供	法令に基づく場合又は応募者・支援企業の同意がある場合を除き、目的外で第三者に提供しない
安全管理	アクセス権限管理、情報の持出し制限、秘密保持、保管・廃棄管理等により適切に管理
成果公表	公表が必要な情報については支援企業と公表範囲を調整。営業秘密等の非公開情報は合理的に保護

13. 守秘義務・知的財産

- 運営事務局及び業務従事者は、支援過程で知り得た支援企業の秘密情報を厳格に管理し、本事業の目的以外には使用しません（支援期間終了後も同様）。
- 支援企業の非公開情報が含まれるマッチング交渉等については、支援企業と事前に調整の上実施します。

本業務委託に伴い発生した納入物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）は東京都に帰属し、著作者人格権は行使されません。ただし、支援企業に帰属する情報・ノウハウはこの限りではありません。

14. 問合せ先

グローバルサプライチェーン強化支援事業事務局

合同会社デロイトトーマツ

電話：03-6213-1251

E-mail：geopolitical_risks@tohmatu.co.jp